

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年4月23日

旭川市長 西川 将人

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市生活館緑地管理業務委託

(2) 契約の概要

ア 業務内容

敷地内樹木冬囲い及び冬囲い撤去、敷地内草刈（2回）

イ 履行期間

令和3年5月7日から令和3年10月31日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市緑町15丁目 旭川市民生活館

電話 0166-52-8866

2 契約の相手方の選定基準

(1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター

(2) 旭川市高齢者就業機会提供団体名簿に登録されている業者

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、旭川市中高齢者福祉事業団及び公益社団法人旭川市シルバー人材センターから見積書を徴収し、その見積金額が予定価格内で、最低価格の者と契約を締結する。